

笠岡市長
小林 嘉文 殿

笠岡市まちづくり協議会制度見直し検討委員会
委員長 小山 悦司

笠岡市まちづくり協議会制度見直し検討結果に伴う提言書

当委員会では市長からの委嘱を受けて、笠岡市まちづくり協議会制度の見直し検討を行い、「(仮称)笠岡市まちづくり協議会条例」の素案策定及び「笠岡市協働のまちづくりの手引き(案)」を策定いたしました。本条例及び手引きの上程と共に、これらがより効果を発揮し、地域で活かされていくために、以下の 8 点を提言させていただきます。

1. 本条例や手引きが現場で活用されるように市民への理解促進をお願いします。

本条例の制定や手引きの作成は、まちづくり協議会制度見直しのゴールではなく、あくまでスタートです。これまでの 10 年間における各地のまちづくり協議会の活動状況は様々であり、到達度もまちまちです。今回の条例や手引きの理念や内容が浸透するよう、市や地域担当職員がリードしながら各地区のまちづくり協議会において様々な団体、活動主体を巻き込んで条例や手引きをしっかりと読みとき、まちづくりの基本的考え方を理解し共有するための研修会開催をお願いします。

そして、より多くの市民へと伝えるために、市の広報誌やウェブサイト、SNS などを活用しての積極的な情報発信をお願いいたします。

地域での活動はボランティアで動くことが多く、楽しくなければ続きません。条例や手引きが計画倒れにならないよう、その大切さを理解した上で、現場での活動が楽しく意義を見出せる取り組みになるような関係各課や地域担当職員での工夫にも期待します。市が各地域と一緒に「やってよかった！ あってよかった！まちづくり」と思えるような取り組みや成果を積極的に発信し、また、地域の人たちがいきいきとされている取り組みを表彰するなど、まちづくり協議会での活動がより多くの市民から前向きな評価が得られる機会づくりをお願いします。

2. 市役所各部署の連携及び庁内横断体制の構築をお願いします。

今回の条例及び手引きで重要な役割を担うものとされている「まちづくり計画」の策定にあたっては、その計画が市の各部署における政策と連動するよう、地域担当職員が事前に関係各部署及び機関との情報交換や協議を並行できるような庁内横断体制の整備をお願いします。地域においてまちづくり

協議会が取り組む課題は福祉から観光まで多岐に渡り、単一の部署が取り組むだけでは効果を発揮できません。一定の権限をもつ職員と現場職員のそれぞれの立場で横断的に共有される機会が設定されることを期待します。

また、市の総合計画、地域福祉計画、地域防災計画等の関連する計画についても矛盾がないようにすることは勿論のこと、可能な範囲で双方に関連を記載するなど連動性をもたせることや、場合により統合を行うことなども必要です。これからのまちづくりにおいては、地域と行政が「ONE TEAM(ワンチーム)」で取組を進めていく必要があります。それぞれの計画や取り組みが一体的に行われるように体制整備をお願いします。

3. 地域内で関係する委員などの役職や機関との協働推進をお願いします。

2 にも関連しますが、地域で取り組む様々な委員活動の役職には重複する部分があるだけでなく、①同一人物に複数の役職を委嘱している、②次の担い手がない、③各役職に待遇の差がある、なども課題になっています。行政協力委員、福祉委員、愛育委員、栄養委員、民生委員、地区社会福祉協議会、自主防災組織、公民館など、上下関係ではなくそもそも地域における様々な役職や機関と一緒に協働して取り組むための受け皿としてまちづくり協議会は存在すると考え、各役職がなるべく参画し、それぞれの予算も含めて一体的に取り扱えるように検討ください。

特に地域で重要な役割を果たしている公民館については、まちづくり協議会とさらに一体となって取り組んでいくことが重要であり、そのためにも教育委員会及び公民館協議会などへの説明などを通じて理解促進を図るなど、積極的な協働の促進をお願いします。

また、まちづくり協議会を通じて常に話し合い、協力体制を築き、協働していくことで、それぞれの役職が持つそもそもの役割が最大限発揮できるような施策立案や環境整備をお願いします。横のつながりを持ちながら一つずつ問題解決に取り組めるように、協働のまちづくり課ないしは市民活動支援センターが地域担当職員と連携しながら支援と合わせて各地の問題解決における協働の優良事例を取りまとめて他地域に提供するなど知見の共有をすすめることで、さらにまちづくりの取り組みが広がるような支援も期待します。

4. 地域担当職員が積極的に活躍できる環境づくりをお願いします。

地域担当職員は、その働き次第で、まちづくり協議会が「市民に丸投げ」するための制度なのか、それとも「市民と市が協働して乗り越えていく」ための仕組みなのか、大きくその解釈が変わる重要な役割を担っています。当然、協働のためのまちづくり協議会であるとするためには、地域担当職員が「やらされ感」や「余計な仕事を課せられている」という意識ではなく、重要な業務であるという、その価値を理解しながら取り組むことが重要です。あらためて地域担当職員の役割や意義を職員一人一人が理解する機会を設けた上で、地域のまちづくりを市民と共にやっていこうという積極的な職員を选考し、配置することを期待します。

また、地域担当職員には時間外手当や代休取得ができる等の労働環境としての保障等は勿論のこと、地域担当職員としてまちづくりに携わったという経験が庁内で適切に評価されることも重要であると考えます。それによりキャリアを重ねるためにも地域に出ることが必要であるという方向性が示せます。そして、その経験を経た職員を各部署へ配置していくことで庁内全体のまちづくりへの意識が変わっていく一助になるのではないのでしょうか。

そして、手引きにも研修などについて記載されていますが、地域担当職員には地域のリーダーの持ち味(会長、副会長の考えなど)をまず把握した上で、どう先導や伴走していくか、対応していくか、を考えられるような訓練と、なにより現場に頻繁に出向き、会長などの役員となんでも言い合える関係性を築くことを期待します。地域の会議にただ行き、座って聞いているだけでは無く、地域の人からは分からない良いところを示し、取り組むべきことを投げかけ、地域がどうしたら良くなるか一緒に考えられる職員が地域担当職員として育成され、適切に評価されることを期待します。

5. まちづくり協議会の基盤強化を図ると共に、さらなる協働をお願いします。

まちづくり協議会がその効果を最大限発揮するためには、地域総参加の組織体制(人)と拠点となる場所(拠点)、そして、地域実情に合わせて活用できる資金(お金)が必要です。各まちづくり協議会の事務所がきちんと各地区で確保され、その事務所に常勤の事務局職員が配置できる人件費や手当が予算化され、身分の保証がなされることを期待します。地域にとってまちづくり協議会が身近で相談できる組織になるためには、まちづくり協議会の事務所(拠点)に行けば必ず誰かが居て話を聞いてくれる体制が重要です。

また、事務局職員には、子育て中の方など若い世代を採用することも一手です。それにより同年代の若い世代へ情報が伝わりやすくなり、地域活動に参加が増えることで、後継者が育ちやすい環境も生まれてきます。また、事務局の中に事務局長として事業に責任をもって働く人を置くことで、企業やNPO等の他組織との協働や連携事業の創出、国や県の補助金、民間の助成金などの外部資金の確保にも取り組みやすくなります。

人と拠点と資金の3点による基盤強化が図られることで、地域で様々な問題解決への取り組みや自己財源の確保などが進むと共に、体制が強化されることで将来的には市の業務をまちづくり協議会に委託することや、まちづくり協議会が市民の総合相談所的な役割を担うこともできます。これにより市民サービスの向上につながると共に、地元での存在感も高まると考えます。

6. 災害時に役割を発揮するまちづくり協議会となるようにお願いします。

近年、大規模災害が頻発する中で防災の観点から全国的に自主防災組織の立上げが進められていますが、まちづくり協議会内に防災部会を設置することを勧めることが地域の防災体制に非常に有効だと考えます。

地域として災害への対応を考える中で、地域住民の防災や災害への意識を高めることが大切です。

ヨソゴト(他人事)ではなく、自分たちの地域や住民の命を守るためという意識づけ(ジブンゴト/自分事)にするためにも、まちづくり協議会を通じて、地域の様々な団体に一堂に集まっただき、防災部会として会議を開催すれば、地域内で共有が進み、役割分担やその把握ができます。また、まちづくり協議会に災害時に様々な役割を担う関係団体が加わっていれば防災部会の開催を通じて平時から協力し合い、非常時に備えることができます。そのためにも、まちづくり協議会内の防災部会として自主防災組織の設置を危機管理課と連携して推進することを期待します。

7. まちづくり協議会の支援機関として市民活動支援センターの再定義をお願いします。

今後、さらにまちづくり協議会が役割を發揮していくためには、経理などの事務や外部資金の活用などの運営に関する相談、取組の広報など、地域担当職員による支援のほかに専門的な支援も重要になります。地域と行政の間に立ついわゆる中間支援組織として俯瞰的な目線も持ちながらも地域に寄り添った支援を進めていくことが理想的です。そして、現状では、その役割は笠岡市市民活動支援センターが適当です。

そこで、笠岡市市民活動支援センターの体制と役割を見直し、専門的な支援ができるように強化すると共に、まちづくり協議会の支援機関として役割を再定義し、それに沿って名称を「笠岡市まちづくりサポートセンター」と変更することを提案します。これによりその位置づけが地域にとってわかりやすいものとなり、より有効に活用されたいと考えます。

8. 市民がまちづくりの主体となれるよう支援をお願いします。

地域活動において全国的に共通した傾向として、①役員のなり手不足、②役員の高齢化や固定化、③少子高齢化や過疎化による組織維持の困難、④活動に参加しない住民の増加、⑤町内会加入者の減少などの課題があります。この①～⑤の影響でさらに参加者や加入者の減少が加速する負のスパイラルが生じており、それを会長や役員等の少数の方々の献身的な奉仕によって支えカバーしているのが現状です。今回の条例及び手引きにより、まちづくり協議会の位置づけを確かにすることで、この負のスパイラルを断ち切り、「地域のためにまちづくり協議会に加わりたい」、「まちづくり協議会で活動したい」と行動する市民が増えるような伝え方、リーダーメッセージが大切です。

また、笠岡市自治基本条例の前文でも述べられているように、私たち市民がまちづくりの主体であることを強く自覚して、「私たちの地域を私たちの手で住み良くしていこう！」という意識や態度が協働のまちづくりの原点であることを忘れてはなりません。市はその主体者たる市民を支える役割として、時に先導して方向を示し、時に伴走しながら強化を図り、時に後押しをして取り組むことが期待されます。

そして、より質の高いまちづくりに向けて、「地域力」を向上させる視点が重視されるべきです。「地域力」とは、人々が地域で主体的に活動しながら發揮する力や活動を通して蓄積されていく力、すなわち地域で自治を担う力のことです。本条例と手引きがその一助となることを期待します。